

## 生活環境課からのお知らせ

## ● 生ごみ処理器具購入補助制度 ●

家庭から出る生ごみの減量および再資源化を推進するため、生ごみ処理器具の購入者に購入費の一部を補助します。

補助対象 / 南国市に住所があり、居住している方  
補助金額 / 購入金額（消費税を含む）に2分の1を掛けた金額で、次の金額を限度とします。（補助対象は1基のみ。2基目以降の補助はありません）  
好気性処理器具 / コンポスター式。地上設置型で生ごみを微生物で発酵分解し堆肥化する器具。  
補助額上限 / 1,800円

嫌気性処理器具 / 発酵促進剤を使用して生ごみを発酵分解し堆肥化する器具。  
補助額上限 / 800円

電気式処理器具 / 生ごみを乾燥するなどして減量・堆肥化する器具。  
補助額上限 / 18,000円

申込方法 / 生ごみ処理器具購入後、補助金交付申請書（生活環境課にあります）に領収書と保証書（電気式以外の処理器具は不要）を添付し提出。

## ● 業格用ごみ袋使用を！ ●

～事業者の方(お店・会社)へ～

南国市では条例により、事業所自ら処分できない一般廃棄物については、市の指定の業格用ごみ袋を使用いただいています。

家庭用ごみ袋でごみステーションに出している事業者の方は業格用ごみ袋を購入し適正に処理するようにお願いします。

指定ごみ袋代金はごみ袋代ではなく、ごみ処理手数料となっています。

業格用ごみ袋の種類・価格

- ・業格用ごみ袋（大）80円 / 枚...ごみ収集許可業者と契約して取りに来てもらうごみ袋
- ・業格用ごみ袋（小）60円 / 枚...可燃ごみ収集日にごみステーションへ、1回につき2袋までなら出すことができるごみ袋

\*業格用ごみ袋は生活環境課で販売しています。スーパーマーケットなどの量販店では販売していません。

お問い合わせは、生活環境課（ 880-6557 ）まで



## 知って得する国民年金

## 国民年金は、まず届出から

国民年金には20歳から60歳までの40年間誰もが加入し、保険料を納める義務があります。

国民年金の加入の仕方は次の3種類です。

第1号被保険者...自営業や自由業の方、学生、フリーターなど。

自分で加入手続きを市役所年金係で行い、保険料を納めます。

\*20歳になったときには厚生年金保険や共済組合等の加入者以外は、国民年金第1号被保険者となり、年金手帳が南国社会保険事務所から送付されます。

第2号被保険者...厚生年金保険や共済組合等に加入している方。

加入手続き、保険料の納付は会社等で行いますので、自分で行う必要はありません。

第3号被保険者...第2号被保険者に扶養されている配偶者。

保険料は配偶者が加入している制度から負担されますので、自分で納める必要はありません。

配偶者の勤務先から社会保険事務所に届出をします。

\*第3号被保険者の特例届出

第3号被保険者の届出が遅れると、2年前までの期間は第3号被保険者となり保険料納付

済の取扱いになりますが、それ以前の期間は「保険料未納の取扱い」となっていました。平成17年4月から、このような期間について特例的に届出ができるようになっており、届出をしていただくと、2年以上さかのぼった期間も保険料納付済の取扱いとなり、将来その分の年金も受け取ることができるようになります。

詳しくは、南国社会保険事務所までお問い合わせください。

## 休日・時間外の年金相談（6月）

第2月曜日は、県下4つの社会保険事務所、午後7時まで受付時間を延長して年金相談を行っています。また、高知東社会保険事務所では、第2月曜日以外にも毎週月曜日に午後7時まで年金相談を行っています。

6月11日は、県下4つの社会保険事務所、午前9時30分から午後4時まで年金相談を行います。また、高知東社会保険事務所及び高知西社会保険事務所では、6月18日も午前9時30分から午後4時まで年金相談を行います。通常より混雑も少ないと思われるので、お気軽にご利用ください

お問い合わせは

市民課年金係（ 880-6555 ）

南国社会保険事務所（ 864-1111 ）

市民からのお便り

最近できたアパート近くでは、指定袋以外のごみ捨てが目立ちます。アパートの管理者が説明するべきでは？

# ごみ出しは定められた日に!

お問い合わせは、  
生活環境課環境係 ( 8 8 0 - 6 5 5 7 ) まで

次の点を必ず守ってごみを出してください。

指定日の午前5時～8時までに出してください。  
お住まいの地区のごみステーションに出してください。  
\* 地区外のごみステーションには出さないでください。

可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出してください。  
\* 指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

## ★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日 曜	地 区
6/1 水	浜改田
2 木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
3 金	立田
4 土	田村
6 月	十市(南部)、天行寺、成合
7 火	片山、里改田
8 水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
9 木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
10 金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
11 土	篠原、明見
13 月	下唼内、物部、久枝(開田)
14 火	稲生
15 水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
16 木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
17 金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
18 土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
20 月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
21 火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
22 水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
23 木	久礼田、植田
24 金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
25 土	十市(北部)、緑ヶ丘
27 月	国分、比江、左右山、岩村
28 火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
7/1 金	立田
2 土	田村
4 月	十市(南部)、天行寺、成合
5 火	片山、里改田



## ★カン・金属類の収集

日 曜	地 区
6/1 水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
2 木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
3 金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
4 土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
6 月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
7 火	領石、植野、久礼田、植田
8 水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠住宅
9 木	立田、田村
10 金	後免町、野田
11 土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
13 月	十市(南部)
14 火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
15 水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
16 木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
17 金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
18 土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
20 月	片山、里改田、浜改田、天行寺
21 火	領石、植野、久礼田、植田
22 水	稲生
23 木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
24 金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
25 土	国分、比江、左右山、北小籠
27 月	下唼内、物部、久枝(開田)
28 火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
7/1 金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2 土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)



\* 黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いいたします。

## ★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
6月6日・20日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
6月7日・21日 (第1・3火曜日)	下島、田村(八ヶ岳南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町
6月1日・15日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠住宅
6月13日・27日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大 団地、篠原、明見、伊達野
6月14日・28日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八ヶ岳北) 岩村、下唼内
6月8日・22日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
7月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

## ★ダンボールの収集

と き	地 区
6月6日・20日 (第1・3月曜日)	天行寺
6月2日・16日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
6月3日・17日 (第1・3金曜日)	下島、田村(八ヶ岳南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町、
6月4日・18日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠住宅
6月9日・23日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
6月10日・24日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八ヶ岳北) 岩村、下唼内
6月11日・25日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
7月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(八ヶ岳南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町、